

議案第43号

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2体育館の部中「4,600円」を「5,220円」に、「5,470円」を「6,200円」に、「52,410円」を「59,480円」に、「62,780円」を「71,250円」に改め、同表庭球場の部庭球場の項中「1,440円」を「1,540円」に、「1,720円」を「1,840円」に改め、同部附帯設備（照明）の項中「820円」を「930円」に改め、同表集会室の部中「2,010円」を「2,280円」に、「2,300円」を「2,610円」に、「3,020円」を「3,420円」に、「3,600円」を「4,080円」に、「5,040円」を「5,720円」に、「6,040円」を「6,850円」に、「8,060円」を「9,140円」に、「9,640円」を「10,940円」に改め、同表ゴルフ練習場の部及び宿泊室（1人1泊）の部を次のように改める。

ゴルフ練習場

種別	平日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前5時（1月、2月及び12月にあつては、午前6時から午前8時まで	午前9時から午後10時まで	午前4時30分（1月、2月及び12月にあつては、午前5時30分から午前8時まで	午前8時30分から午後10時まで
打席1席	無料	470円	無料	470円
打席1席（65歳以上）	無料	150円	無料	150円
打席1席（18歳以下）	無料	150円	無料	150円
打席1席（障害者）	無料	150円	無料	150円
ボール1球 1階打席	14円	17円	14円	18円
ボール1球 2階打席	12円	16円	12円	17円

宿泊室（1人1泊）

種別	1人	2人	3人	4人	5人
和室（18.5平）	6,240円	4,190円			

方メートル)					
和室（40平方メートル）	11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円
洋室（40平方メートル）	11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円
附帯設備（寝具）	一式 220円				

別表第2屋外プールの部大人の項中「1,180円」を「1,300円」に、「660円」を「750円」に改め、同部小人（小・中学生）の項中「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。）」に改め、同部障害者（小・中学生に限る。）の項中「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に改め、同表トレーニングルーム（サウナを含む。）の部を次のように改める。

トレーニングルーム（サウナを含む。）

種別	使用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	3時間以内	740円
	高齢者（65歳以上）		250円
	18歳以下の者		250円
	障害者		250円
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,300円
	高齢者（65歳以上）		450円
	18歳以下の者		450円
	障害者		450円

別表第2駐車場の部中「30分」を「20分」に改め、同表備考第5号中「小学生が」を「子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が」に、「小学生に」を「子どもに」に改め、同表備考第6号中「110円」を「120円」に改め、「高齢者」の次に「（65歳以上の者をいう。）、18歳以下の者」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の

例による。